

目次

1. 外国人が看護師になる方法と在留資格（ビザ）

- ①日本人と同様に厚生労働大臣指定の看護師養成所を卒業し、看護師の国家試験に合格する
- ②外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した場合、日本で受験資格認定を受け、看護師の国家試験に合格する
- ③EPA外国人看護師候補者として来日し、最長3年間、研修・就労を行いながら、看護師の国家試験に合格する
- 看護師の在留資格（ビザ）について

2. 外国人が准看護師になる方法と在留資格

- ①日本人と同様に准看護師養成所または看護師養成所を卒業し、准看護師試験に合格する
- ②外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した場合、日本で受験資格認定を受け、准看護師試験に合格する
- ③EPA外国人看護師候補者として来日し、准看護師試験に合格する
- 准看護師の在留資格（ビザ）について

3. 外国人が看護助手（看護補助者）になる方法と在留資格

- ①身分又は地位に基づく在留資格である「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を保有し、看護助手として就労する
- ②留学生等が資格外活動許可を取得し、週28時間以内で看護助手（看護補助者）として就労する
- ③技能実習生として介護職種で実習を行う。
- ④特定技能「介護」で看護助手として就労する

4. EPA看護師候補者について

- 看護師取得までのスケジュール
- EPA看護師候補者の受入れにかかる費用

5. まとめ（外国人採用を検討中の施設様へ）

1. 外国人が看護師になる方法と在留資格（ビザ）

外国人が看護師になる方法は、3種類の方法が考えられます。

①日本人と同様に厚生労働大臣指定の看護師養成所を卒業し、 看護師の国家試験に合格する

看護養成所に入學するためには高校を卒業していなければなりません。外国人の留学生向けのプログラムなどはないため、日本人と同等の日本語能力が必要といえるでしょう。

No.4

②外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した場合、日本で受験資格認定を受け、看護師の国家試験に合格する

受験資格認定は、下記の7つの項目を満たしていることが必要です。日本語能力検定N1の合格が条件に含まれています。

外国人採用の
お問い合わせ

(1)外国看護師学校養成所の修業年限	ア) ~ウ) の認定基準による。 ア) 外国看護師学校養成所の入学資格 高等学校卒業以上(修業年限 12 年以上)、または同等と認められる者 イ) 外国看護師学校養成所の修業年限 3年以上 ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限 15 年以上、または同等と認められる者
(2)教育科目の履修時間	履修時間の合計が 97 単位以上 (3000 時間以上) で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野、統合分野の単位数、時間数をおおむね満たすこと
(3)教育環境	日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること
(4)当該国の判断	当該国、または州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること
(5)外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無	原則として取得していること

(6)当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度	国家試験、またはこれと同等の制度が確立されていること
(7)日本語能力	日本の中学校や高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1

No.5

外国人採用の
お問い合わせ

③EPA外国人看護師候補者として来日し、最長3年間、研修・就労を行いながら、看護師の国家試験に合格する

インドネシア、ベトナム、フィリピンの3カ国のみですが、EPA外国人看護師候補者として来日し、日本で研修・就労を行いながら、看護師の国家試験の合格を目指すことができます。本国にて看護師の資格を保有していることが必要です。②とは異なり、受験資格認定を受けずに受験することが可能となっています。

看護師の在留資格（ビザ）について

就労ビザとして、在留資格「医療」が該当しますが、EPA外国人看護師候補者が看護師に合格した場合、特定活動（EPA看護師）の在留資格も選択することが可能です。

身分又は地位に基づく在留資格である、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」は就労ビザを取得することなく、看護師として日本で就労することができます。

2. 外国人が准看護師になる方法と在留資格

看護師試験が国家試験なのに対して、准看護師試験は都道府県単位で実施されています。外国人が准看護師になる方法は、3種類の方法が考えられます。

①日本人と同様に准看護師養成所または看護師養成所を卒業し、准看護師試験に合格する

看護養成所とは異なり、准看護師養成所は中学校卒業が入学要件であり、修了年数が2年間のため、比較的費用の負担が軽いといえるでしょう。日本語能力検定N1の合格も必要ありません。

②外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した場合、日本で受験資格認定を受け、准看護師試験に合格する

No.6

受験資格認定は、国または都道府県により受けられます。どちらの場合も、日本語能力検定N1の合格が条件に含まれています。

③EPA外国人看護師候補者として来日し、准看護師試験に合格する

看護師試験に合格できなかったEPA外国人看護師候補者は、准看護師試験を受験することができます。

外国人採用の
お問い合わせ

准看護師の在留資格（ビザ）について

就労ビザとして、在留資格「医療」が該当しますが、注意しなければならないのは、試験合格後4年間しか就労することができないという点です。

身分又は地位に基づく在留資格である、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」は就労期間の制限なく、准看護師として日本で就労することができます。

3. 外国人が看護助手（看護補助者）になる方法と在留資格

国家資格として看護助手（看護補助者）が存在するわけではないため、外国人が看護助手として就労する方法は、現在のところ非常に限定的であるといえます。（身分に基づく在留資格を有している場合を除く）

以下、看護助手として外国人が就労できる4つのパターンを提示します。

①身分又は地位に基づく在留資格である「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を保有し、看護助手として就労する

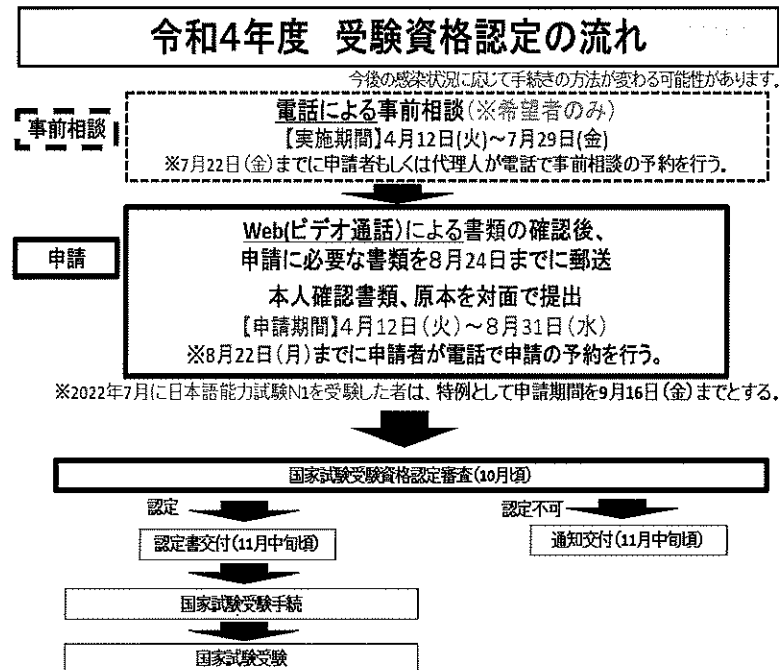
日本人と同様に制限なく、就労が可能です。

②留学生等が資格外活動許可を取得し、週28時間以内で看護助手（看護補助者）として就労する

看護師国家試験受験資格認定について

外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した者が、日本で看護師国家試験を受験するためには、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第5号に基づき、厚生労働大臣の認定が必要です。なお、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止の観点から、申請に係る手続きの一部をオンラインといたします。

受験資格認定の手続きと審査方法は、以下の通りです



※以下、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成17年3月24日医政発0324007号厚生労働省医政局長通知）より記載しております。

1. 審査対象

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の3. 認定基準に基づき審査を行います。

3. 認定基準

以下の(1)～(7)までの認定基準を満たした者に対し、看護師国家試験受験資格認定を行います。

(1) 外国看護師学校養成所の修業年限	詳細はア)～ウ)の認定基準による
ア) 看護師学校養成所の入学資格	高等学校卒業以上（修業年限12年以上）、または同等と認められる者
イ) 看護師学校養成所の修業年限	3年以上
ウ) 看護師学校養成所卒業までの修業年限	15年以上、または同等と認められる者
(2) 教育科目の履修時間	履修時間の合計が97単位以上（3000時間以上）で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の単位数、時間数を概ね満たすこと
(3) 教育環境	日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること
(4) 当該国の判断	当該国、または州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所であること
(5) 看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無	原則として取得していること
(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験	国家試験またはこれと同等の制度が確立されている

No.8

試験制度	こと
(7) 日本語能力	日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ）の認定を受けていること

4. 事前相談（希望者のみ）（完全予約制）

事前相談は、令和4年度の申請を予定している方に対して、主に書類の準備、申請手続きに関する不明な点を電話でご相談いただく機会です。修業年限や履修時間等が認定基準を満たしているか否かの認定基準に関わるご相談内容にはお答えすることはできません。また、申請において書類の受理を保証するものではありませんので、ご留意ください。

- (1) 事前相談の期間：令和4年4月12日（火）～7月29日（金）（土日、祝日を除く）
10:00～17:30

(2) 事前相談方法

- 1) 事前相談の予約は下記連絡先に電話してください。電話で事前相談の日程を伝えます。

【連絡先】

厚生労働省 医政局看護課 受験資格認定担当
電話 03-5253-1111（代表）

- 2) 電話予約の後に、書類をコピーして郵送（郵送に関する留意事項は（3）事前相談における留意事項をよく読むこと）してください。

事前相談は、原則として、郵送された書類の到着後5日以降に実施をします。郵送にかかる日数を確認してから、間に合うように書類を郵送の上、希望日を伝えてください。

また、事前相談日の前日15時までに書類が届かない場合は、再度、予約をしていただきますので、ご注意ください。

【書類の郵送先】 ※事前相談の書類とわかるように封筒に記載してください。

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省 医政局看護課受験資格認定担当 宛

- 3) 事前相談の当日は、提出いただいた書類を元に電話で確認及び相談対応させていただきます。

(3) 事前相談における留意事項

- 事前相談は申請者1人につき1回のみです。1回あたりの事前相談の時間は20分程度とします。
（事前に送っていただいたチェックリストの質問に回答いたします）
- 予約時間は厳守し、予約時間の変更やキャンセルの場合は、予約日の前日17:30までに電話連絡してください。
- 事前相談に必要な書類は「事前相談のためのチェックリスト」を参照してください。
また、「保健師助産師看護師国家試験受験資格認定の事前相談を受ける皆様へ」の内容をよく読み、署名の上同封してください。
- 書類を郵送する場合は、配送状況等が確認できる方法（レターパック、書留等）で送付してください。
（郵送した際のトラブルに関しては責任は負えません）
- 事前相談を代理人が受ける場合は、委任状も同封して郵送してください。
（申請予定者と代理人の署名があること以外は、様式は自由です）
- 事前相談の際は、履歴書等の個人情報が多く載せられた書類を確認しますので、不特定多数に情報が漏洩しない場所、電波の悪い場所を避けるなど通信環境を整えてください。
- 通信・通話料の負担は、申請予定者若しくは代理人がご負担ください。
- 7月～9月は事前相談及び、申請が集中し、希望の日時に受けられないことがあるため、早めに手続きを行ってください。
事前相談において、書類を送付・郵送しただけでは申請が受理されたことになりません。
事前相談の後に、受験資格認定担当が「5. 申請」で定められた手順により、必要書類が受け付けられた時点で申請が受理されますのでご留意ください。

5. 申請

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請に必要な書類をweb上で確認することとします。
なお、この確認において受験資格の認定を保証するものではありませんので、ご留意ください。

(1) 予約の受付期間：

令和4年4月12日（火）～令和4年8月22日（月）（令和4年7月の日本語能力試験を受験する者は9月14日（水）までに予約の電話（土日、祝日を除く10:00～17:30）をしてください。

(2) webによる書類の確認の流れ：

- 1) 下記連絡先に電話して、webによる書類の確認日の予約をしてください。

【連絡先】

厚生労働省 医政局看護課受験資格認定担当
電話 03-5253-1111（代表）（土日、祝日を除く10:00～17:30）

保健師助産師看護師国家試験受験資格認定 Q&A

質問区分	質問内容	回答
受験資格認定全般について	Q1. 外国にて、看護師ではなく准看護師免許を取得しました。日本の看護師受験資格認定の審査の対象になりますか？	A1. 外国にて准看護師免許を取得した方は、審査の対象ではありません。
	Q2. 申請時点では看護師免許を取得見込みですが、審査の対象になりますか？	A2. 看護師免許取得見込みの段階の方は、審査の対象ではありません。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q3. 看護師免許制度のない国の場合は、どのようにすればよいですか？	A3. 受験資格認定の審査の対象は、原則として外国の看護師免許を取得している方です。個別にご相談ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q4. 修業年限や履修時間が認定基準を満たしているかについて、申請時や問い合わせ時に教えてもらうことはできますか？	A4. 修業年限や履修時間が認定基準を満たしているかについては、認定審査で判断されます。認定の可否に関することについては、申請時や問い合わせ時にお答えすることはできません。なお、認定審査は個別の基礎学歴、看護師学校養成所の教育内容等を総合的に審査いたします。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q5. 外国看護師学校養成所の入学前の基礎学歴が修業年限が12年未満です。審査の対象になりますか？	A5. 基礎学歴が12年未満の方は原則認定されません。ただし、審査において、外国看護師学校養成所卒業後、短期大学、大学、又は大学院に入学、又は編入学したことをもって、高等学校卒業以上(修業年限12年以上)と同等とみなす場合がありますので、個別にご相談ください。
	Q6. 看護師免許取得後に、大学等にて看護に関する教育を受けました。この教育内容や履修期間は専門科目の教育内容に含めることができますか？	A6. 審査対象は免許を取得するまでの教育内容です。
	Q7. 卒業した外国看護師学校養成所の修業年限が3年未満です。審査の対象になりますか？	A7. 外国看護師学校養成所の修業年限が3年未満の方は、原則認定されません。ただし、審査において、学位取得者を対象とする修業年限3年未満の外国看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した方の場合、看護師学校養成所の修業年限を3年と同等とみなす場合がありますので、個別にご相談ください。
	Q8. 外国保健師学校養成所卒業までの修業年限が、16年未満です。審査の対象になりますか？	A8. 外国保健師学校養成所卒業までの修業年限が、16年未満の者は原則認定されません。個別にご相談ください。(助産師の場合においても同様です。)
	Q9. 外国助産師学校養成所を卒業し、助産師の免許を取得しております。看護師免許は取得していません。助産師国家試験受験資格認定の審査の対象になりますか？	A9. 看護師免許を取得せず、助産師免許のみを取得した方は原則認定されません。個別にご相談ください。(保健師の場合においても同様です。)
必要書類について	Q10. 施設長の署名が必要な書類に、施設長の署名をもらうことができない場合は、どのようにすればよいですか？	A10. 施設長の署名が必要な書類に、施設長の署名が得られない場合、同施設の学部長以上の職位の方から署名を得てください。ただし、その場合、書類またはウェブサイト等で署名した方の職位を証明することが必要となります。
	Q11. 看護師免許証の有効期限が切れています。有効な免許として認められますか？	A11. 有効期限が切れている免許は有効な免許として認められません。なお、免許は申請時点ではなく、認定審査の時点で有効期限内である必要があります。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q12. 看護師免許証が紙面で発行されておらず、ウェブ上で免許取得状況を閲覧できるようになっている場合は、どのようにすればよいですか？	A12. 免許証が紙面でなくウェブ上で免許取得状況を閲覧できる場合、閲覧画面を印刷し、URLを明記のうえ、紙面の免許と同様の方法でご用意ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q13. 「卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類」とはどのようなものですか？	A13. 履修した教科課程とは、申請者が履修した科目の教育内容及び単位数が明らかな書類のことです。(学業成績証明書やシラバス等) ・なお、書類作成上の留意点は以下の通りです。(保健師、助産師の場合においても同様です。) ・教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目ごとに明示してください。 ・教育内容は講義と臨床実習の別がわかるように記載してください。 ・単位制であっても時間数に換算してください。なお、単位数を時間数に換算する方法については当該校に確認し、当該施設長の証明のある書面で確認できるようにしてください。 ・クォーター制の場合、セメスター制に換算し直してください。 ・在学当時(西暦何年)に履修した教育内容を記載してください。当該校における現在の教育内容ではないので、注意してください。 ・学業成績書または学業成績証明書で証明されている全ての履修科目について教育内容、単位数及び時間数を明らかにしてください。 ・当該校ウェブサイトからダウンロードした場合、URLを明記してください。その場合も当該施設長の証明があるものに限りです。
	Q14. 「卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類」について、単位数ではなく、時間数で履修している場合は、どのようにすればよいですか？	A14. 単位数と時間数の両方を記載していただくことが原則です。ただし、単位数がない場合は、時間数のみ記載してください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q15. 保健師と看護師を同時に取得できる教育課程を修了した場合、対照表の記載はどのようにすればよいですか？	A15. 保健師及び看護師の対照表に該当する履修科目をそれぞれ分けて記載してください。(助産師の場合においても同様です。)
	Q16. 「外国で看護師免許を取得した者」にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋について、看護師免許を取得した当時の根拠法令の関係条文が見つからない場合は、どのようにすればよいですか？	A16. 根拠法令の関係条文の抜粋の提出が必要な場合、免許取得国の公的機関(根拠法令を所管する省庁、大使館、領事館等)にご確認ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。) なお、日本の法令については、下記のURLから検索することができます。 法令等データベースサービス URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/search1.html
その他	Q17. 「卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書」について、決められた様式はありますか？	A17. 決められた様式はありません。必要に応じてお渡しいたしますので、個別にご相談ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q18. 「免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受ける」とありますが、免許取得国の大使館、領事館にて手続きが行うことができない場合は、どこで手続きを行うことができますか？	A18. 「真実である旨の確認」は、免許取得国の大使館、領事館等にて受けてください。なお、外国に所在する日本国の大使館および領事館では行いませんのでご注意ください。免許取得国の大使館、領事館等にて「真実である旨の確認」を受けることが困難な場合は、免許取得国内で実施されている、大使館、領事館等以外にて「真実である旨の確認」を受ける方法に従い、「真実である旨の確認」を受けてください。なお、大使館、領事館等以外での「真実である旨の確認」を受ける方法は国や地域によって異なります。上記方法で「真実である旨の確認」を受けることが困難な場合は、個別にご相談ください。

